平成２２年（フ）第２６８号
青森市浪岡大字浪岡字林本81番地２
債務者　渡辺　栄子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２７７号
青森県弘前市大字川先２丁目１番地13　ハウスグリーンウッド101号
債務者　倉岡　尚子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３０１１号
名古屋市西区あし原町212番地　パレスあし原１Ｄ号
債務者　安田奈帆子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３５号
名古屋市中区金山２丁目14番２号　山喜荘６号
債務者　熊野　長一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３４６号
兵庫県三木市大村878番地の１
債務者　小阪　謙一
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２７号
神戸市北区淡河町北僧尾1529番地の２
債務者　藤原惠津子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６６号
神戸市東灘区魚崎南町５丁目10番７―804号
債務者　菊地加代子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―302号
債務者　植田　拓也
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地65棟601号
債務者　保田　忠治
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目６番17号
債務者　谷口なほ子（旧姓宮地）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目６番17号
債務者　谷口　富男
1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
青森県八戸市河原木９番７号、前住所青森県八戸市石堂２丁目23番21号
債務者　舘山ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
和歌山市市小路83番地　谷口マンション106
債務者　芝滝　義明
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３７９号
和歌山市市小路83番地　谷口マンション106
債務者　芝滝れい子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７２号
和歌山県岩出市岡田801番地101号
債務者　本多　亮子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９３号
和歌山市太田68番地の13
債務者　中脇　英子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９６号
和歌山市田尻219番地の22
債務者　竹本　一重
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係